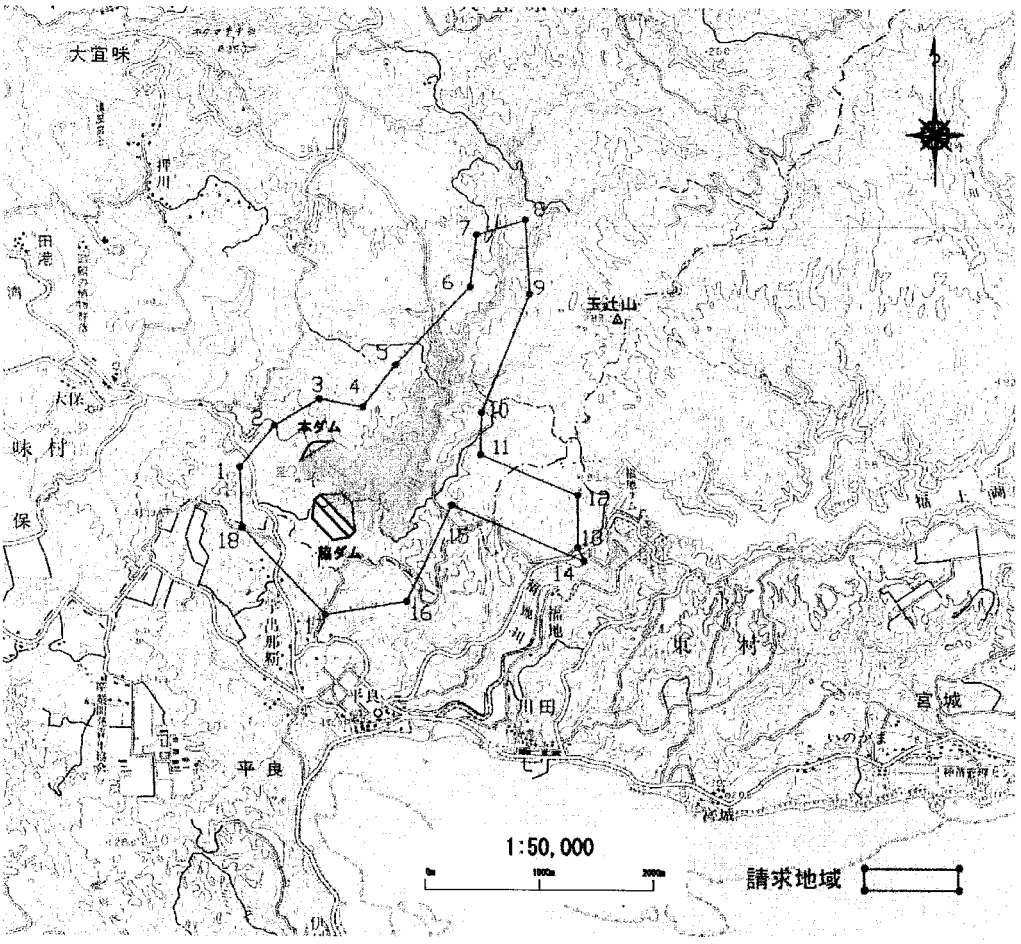
五　地域図　次のとおり



14	15	16	17	18
七一、〇六七	七一、五四五	七〇、七〇八	七〇、五八九	七一、三四二
六六、九五〇	六五、七八八	六五、三九四	六四、六八〇	六三、九五一

六　地域の面積　四五一・八六ヘクタール

七　請求の理由の要旨

１　請求地域は、沖縄県国頭郡大宜味村字田港地内の大保川水系大保川に建設中の大保ダム及び貯水池並びにそれらの周辺地域である。

２　同ダムは、沖縄振興特別措置法（平成一四年法律第一四号）及び特定多目的ダム法（昭和三二年法律第三五号）に基づき建設される、堤高七七・五メートル、堤頂長三六三・三メートルの重力式コンクリートダム形式の本ダムと堤高六六・〇メートル、堤頂長四四五・〇メートルのロックフィルダム形式の脇ダムからなり、総貯水容量は二〇、〇五〇、〇〇〇立方メートル、有効貯水容量は一九、三五〇、〇〇〇立方メートルの貯水池により、洪水調節、流水の正常な機能の維持・増進及び新規利水の確保を目的としている。

３　請求地域の地形は、本ダム側では、標高一〇〇メートル以上の尾根部と勾配二〇～四〇度の山腹斜面並びに幅約三〇メートルの川沿いの低地からなるＶ字型谷地形と脇ダム側では、標高三〇～四〇メートル程度で平坦な逆台形状の浅い谷となっていて全体が丘陵状を呈している。

請求地域の地質は、本ダム側では、中生代白亜紀に属する名護層（千枚岩、緑色岩等）を基盤岩とし、脇ダム側では、基盤岩を覆って新生代第四紀更新世に属する国頭礫層が分布している。

４　請求地域において、鉱物の掘採が行われるならば、施設の損壊、貯水池の埋没、漏水、水質の汚濁等の原因となり、完成後のダム、貯水池等の保全に支障を与えるおそれがあるので、鉱区禁止地域の指定を請求するものである。

八　審問の申出等

１　本件に関し、審問を受けようとする者（土地所有者、土地に関し権利を有する者、鉱業権者、鉱業出願人その他の利害関係人）は、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則第八条の規定により、その氏名、職業、住所並びにその述べようとする意見の要旨及びその理由を記載した文書を平成二一年一一月三〇日までに東京都千代田区霞が関三丁目一番一号中央合同庁舎第四号館内公害等調整委員会に提出されたい。

２　審問についての詳細は、追って本人に通知する。

３　公聴会については、追って官報に公示する。

水防活動用洪水予報及び警報の開始について

長野県知事と水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条第二項の規定による協議が整ったので、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第三項の規定により、洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報を次のとおり実施します。

平成二十一年九月三日

気象庁長官事務代理
気象庁次長　中田　徹

一　水防活動用洪水予報及び警報を行う河川、当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点並びに担当官署及び共同実施機関

水系名	河川名	区間		基準地点	担当官署及び共同実施機関
		上流端	下流端		
信濃川水系	奈良井川	左岸　塩尻市大字洗 右岸　塩尻市大字宗賀琵琶橋	左岸　馬琵琶橋 右岸　松本市大字島内島橋	琵琶橋、新橋	長野地方気象台 長野県建設部河川課

二　開始期日　公示の日から